

沼田市立白沢小学校 「いじめ防止基本方針」

1 学校いじめ防止基本方針といじめ防止等の対策のための組織

(1) いじめ防止等の対策に関する基本理念

本校では、「だれもがたった一人しかいないかけがえのない存在である。」ことを踏まえた人間尊重の精神をもった子の育成「命の大切さ」を意識し、自他共に大切にできる子の育成を目指している。この方針の下で、教師が日々の生徒指導に取り組むことにより、現在の学校では、至る所で子ども達の明るい声を聞くことができる。

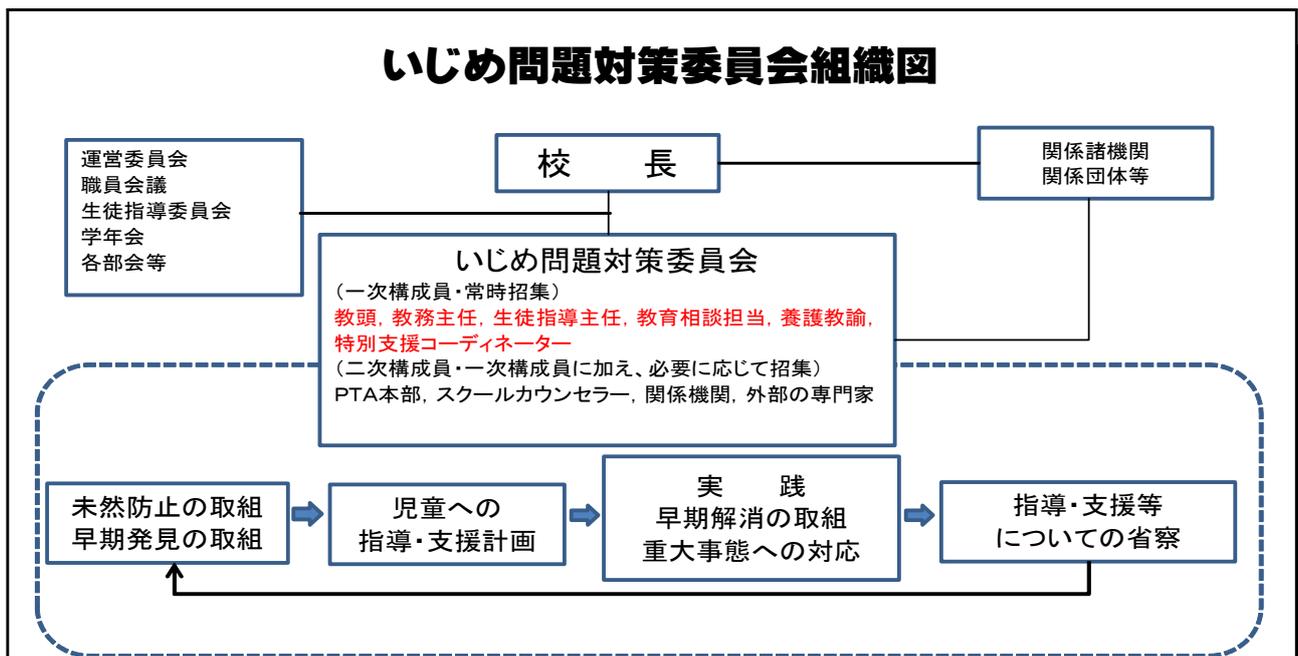
しかしながら、子ども達の核家族化、少子化、個人で活用する携帯端末の普及等により、現在の社会では他者との直接的なコミュニケーションが不足しがちになっている。そんな中で、現在の学校教育においては、「いじめ問題」が生徒指導上の喫緊の課題となっている。また、近年の急速な情報技術の発展により、インターネットへの動画の投稿など、新たないじめ問題が生じ、いじめはますます複雑化、潜在化する様相を呈している。

こうした社会の変化に対応し、健全な児童の育成を進めるためには、これまでの本校での成果を生かしながらも、今一度、すべての教職員がいじめという行為やいじめ問題に取り組む基本姿勢について十分に理解することが求められている。そのために、学校長のリーダーシップのもと、組織的にいじめ問題に取り組むことが必要であると考えた。

「いじめ」とは、「児童等に対して、一定の人間関係にある他の児童が行う心理的・物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

いじめは、いじめをうけた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。「いじめはどの学校・学級にもおこるものであり、いじめの問題に無関係で済む児童はいない。」という基本認識に立ち、すべての児童が安全で安心して学校生活を送る中で、様々な活動に意欲的に取り組み、一人一人の個性や能力を十分に伸ばすことができるよう、いじめのない学校づくりについて改めて考え、その実現に向けて全力で努めていかなければならない。

こうした理念の実現を目指し、本校では、家庭、地域社会、関係諸機関との連携のもと、いじめの未然防止及び早期発見に取り組み、いじめがある場合は適切かつ迅速にこれに対処するため、いじめ防止基本方針を定めることとした。



(2) いじめ防止等の対策のための組織（いじめ問題対策委員会）について

【構成員】

(一次構成員・常時招集)

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、教育相談担当、特別支援コーディネーター、養護教諭

(二次構成員・一次構成員に加えて必要に応じて招集)

P T A本部、スクールカウンセラー、関係機関、外部の専門家

【組織の主な役割】

- ①いじめ問題の未然防止から対応に至るまでの指導に関すること
- ②いじめ防止に向けた職員の資質能力向上のための校内研修に関すること
- ③年間指導計画に位置づけられて行われる取組の企画・実施や有効性の検証
- ④「学校いじめ防止基本方針」の作成・見直し

【開催】

- ・なかよしアンケート実施の翌週を定例会（※を除く一次構成員の職員で実施）とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。
- ・各学期1回は、構成員全員が参加し、いじめ防止等のための対策について共通理解をはかる。

2 未然防止にむけた取組

すべての児童がいじめに巻き込まれる可能性があるものとして、全員を対象にした事前の働きかけ、未然防止の取組を行うことが、最も有効な対策となる。児童一人一人の自己有用感を高め、認め合える風土を醸成していくために、以下の事項に重点的に取り組む。

(1) 「分かる」授業づくり～すべての児童が参加・活躍できる授業の実現～

- ・生徒指導の3つの機能（「自己存在感を与える授業」「共感的人間関係を基盤とした授業」「自己決定の場を与える授業」）を活かした授業づくり。
- ・授業改善に向けた職員の協働による授業づくりと公開授業の実施。
- ・「授業の冒頭で目標を示す活動」や「授業の最後に学習したことを振り返る活動」の充実。

(2) 学習規律の徹底～児童が困らないようにするための居場所づくりに向けて～

- ・忘れ物をしないための指導
- ・チャイム着席（チャイムスタート）
- ・授業中の正しい姿勢
- ・発表の仕方、聞き方の指導

(3) 学習集団づくり

- ・話し合い活動、学級活動の充実
- ・居場所づくり
- ・絆づくり

(4) 児童会活動の充実

- ・ぐんまの子ども「いじめ防止宣言」を受け、本校においては、平成25年度よりいじめ防止に向けたスローガン『みんなが友だちで笑顔あふれる白沢小学校』を掲げ、学校全体として統一した取組を進めている。
- ・児童がいじめ防止に向けてでできることを主体的に考えて行動できるような働きかけを行う。

(5) 環境づくり

- ・一人一人の児童が、学級に所属感をもてるような掲示物を工夫する。
- ・ぐんまの子ども「いじめ防止宣言 勇気・思いやり・協力」や「いじめ防止ポスター」を掲示する。
- ・学校行事や児童会活動等で、児童が活躍した様子の写真等を掲示する。

(6) 道徳教育・人権教育の推進

- ・規範意識、友情、思いやり、公正公平など、さまざまな道徳的価値について、じっくりと考え、考えを深められるような「道徳の時間」を充実させる。
- ・「道徳の時間」を核として、教育活動全体を通して児童の道徳性を育む。
- ・お互いのよさや違いを認め合える指導を充実させる。

- ・教職員言動でいじめを誘発・助長・黙認することがないように細心の注意を払う。

(別紙 1 学校における教師の人権感覚チェックリスト等)

(7) 自然体験、交流体験、社会体験の充実

- ・「命の大切さを実感させる」「他人を思いやる心を育てる」など6年間を見通して体系的・計画的に実施する。
- ・異年齢交流などを計画的に展開し、リーダーシップを意識させたり、役割分担の必要性に気づかせたりする。

(8) インターネット等を通じて行われているいじめに対する対策

- ・情報モラル教育の計画的な推進、及び児童・保護者に対して注意を喚起していく。
- ・保護者に対して十分な啓発を行い、家庭での指導を促す。

(9) 学校間の連携や他機関の協力体制の整備

- ・幼稚園、中学校との情報交換を行う。
- ・万引き防止教室（3年生実施）を行うなど、沼田警察署との連携を図っていく。

3 早期発見にむけた取組

早期発見の基本は、児童のささいな変化に気づくこと、気づいた情報を確実に共有することである。そのためには、教師がこれまで以上に意識的に児童の様子に気を配り、いじめを見抜く目を養うことが重要である。また、定期的な面談やいじめアンケートを実施し、複数の教師が結果を分析し、いじめの早期発見に努める。

(1) 児童の声に耳を傾ける

- ・朝・帰りの会、授業中等の観察
出席をとるときの声や表情、健康観察、保健室等での様子 等
- ・教育相談週間（保護者対象）の実施
年1回実施
- ・なかよしアンケートの実施（複数の目でチェック）
毎月第1週に実施
なやみが記載されたアンケートを保存、SCや教育相談担当、生徒指導担当と情報を共有
- ・相談室の活用
SCや担任等による、児童・保護者相談の充実
- ・ノート・日記指導
生活ノートや学級日記などから交友関係の実態や悩みを把握

(2) 児童の行動を注視する

- ・「暴力を伴ういじめ」を目撃した場合は、速やかに止めることを最優先する。
- ・児童の気になる変化や行為について職員間の情報を共有する。

(3) 保護者や地域からの情報提供

- ・学年保護者懇談会等において、いじめを発見した際の学校への連絡方法等を周知しておく。
- ・いじめの発見に協力を求めるとともに、日頃から保護者からの訴えには耳を傾け、気軽に相談できる関係づくりをする。

4 早期解消に向けた取組

いじめの疑いがあるような行為が発見された場合、校長の指示のもと「いじめ問題対策委員会」が中心となり、「沼田市いじめ問題対策マニュアル（平成23年3月）」（教師用＞01校務分掌＞11いじめ防止活動＞沼田市いじめ問題対策マニュアル（平成23年3月））を参考にしながら迅速に対応し、事実確認、被害児童のケア、加害児童の指導等、問題の解消までを行う。

(1) いじめに関する相談を受けた場合、速やかに管理職に報告し、事実の有無を確認する。

(2) いじめの事実が確認された場合は、「いじめ問題対策委員会」を開き、対応を協議する。

(3) いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。

(4) いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるために必要があると認められるときは、保護

- 者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行う等の措置を講ずる。
- (5) 事実に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- (6) 犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、教育委員会及び警察署等と連携して対処する。

5 重大事態への対応

(1) 重大事態の定義 (「いじめ防止対策推進法」より)

- ① いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合。
- ② いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する(年間 30 日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む) ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合。
- ③ 児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合。

(2) 重大事態に対しては関係機関と連携を図り、速やかに次の対処を図る。

- ① 重大事態が発生した旨を、沼田市教育委員会に速やかに報告する。
- ② 沼田市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査(アンケートや聞き取り)を実施する。
- ④ 調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- ⑤ 法を犯す行為が認められるときには、沼田市教育委員会と連携の上、警察等に相談して協力を求める。

6 いじめ防止に関する年間計画

月	具体的な取組内容	取組上の留意点
4月	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ防止等の対策のための組織の設置 ○なかよしアンケートの実施① ○第1回生徒指導委員会 ○いじめ防止に関する年間計画の共通理解 ○学校間、学年間の情報交換、指導引き継ぎ ○学級開き・人間関係づくり・学級のルールづくり ○学校行事(入学式、新入生歓迎会)を通じた人間関係づくり ○保護者への「学校基本方針」の説明、相談窓口の周知 	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての教職員が学校基本方針を、共通理解する
5月	<ul style="list-style-type: none"> ○学年懇談会で「いじめ問題」の話合いを実施 ○なかよしアンケートの実施② ○第2回生徒指導委員会 《春のいじめ防止強化月間》 ○学級活動(ホームルーム活動)「いじめが心身に及ぼす影響(題材例)」 ○企画なかよし委員会中心のいじめ防止活動の実施(あいさつ運動、なかよし集会等の実施) ○6月のなかよし集会に向けて内容の話合い ○学校行事(東京旅行、遠足、縦割り活動等)を通じた人間関係づくり ○校内研修「いじめ問題の学校の組織的対応の在り方(例)」 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者、地域の方々にもいじめ防止等の取組について理解してもらえよう、保護者会や、学校通信、Web ページ等で周知を図る ・児童に、いじめ問題は自分たちの問題であることを意識させる
6月	<ul style="list-style-type: none"> ○なかよしアンケートの実施③ ○第3回生徒指導委員会 ○なかよし集会①実施 《いじめ防止フォーラム》 	<ul style="list-style-type: none"> ・スクールカウンセラーの活用 ・いじめ防止フォーラムの

	<ul style="list-style-type: none"> ○利根沼田地区の全小中及び高校生の学校代表者等により開催（実践意見交換）※児童会が中心となって作成したアンケートの活用 ○校内研修「研究授業①」 ○学級状況の調査・検証①（学級の雰囲気と自己肯定感を把握する質問紙C & S調査等の活用） 	<p>内容は学校の全児童に周知されるようにする</p> <ul style="list-style-type: none"> ・授業を通じた人間関係づくりの視点からも授業を検討し、今後の授業の在り方を考える
7月	<ul style="list-style-type: none"> ○なかよしアンケートの実施④ ○第4回生徒指導委員会 ○学校評価の実施① 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校評価を行い、教職員の取組の振り返りや、保護者や地域からの評価の集計を行う
8月	<ul style="list-style-type: none"> ○学校基本方針の見直しと12月までの取組について検討 ○白沢小中連貫協議会「学校行事における人間関係づくりについて（事例研究等）」 ○第5回生徒指導委員会 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校評価の結果を基に、取組全体の見直しや、今後の取組について検討を行い、夏休み以降の計画を修正する ・スクールカウンセラーを講師として、児童生徒とのかかわり方について、研修を行う
9月	<ul style="list-style-type: none"> ○なかよしアンケートの実施⑤ ○第6回生徒指導委員会 ○学校行事（運動会・体育祭等）を通じた人間関係づくり 	
10月	<ul style="list-style-type: none"> ○なかよしアンケートの実施⑥ ○第7回生徒指導委員会 ○学校行事（遠足・修学旅行等）を通じた人間関係づくり ○なかよし集会②実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ピア・サポート等を取り入れ、よりよい人間関係を構築する
11月	<ul style="list-style-type: none"> ○なかよしアンケートの実施⑦ ○第8回生徒指導委員会 ○学級状況の調査・検証②（学級の雰囲気と自己肯定感を把握する質問紙C & S調査等の活用） ○学級活動（ホームルーム活動）「学級の諸問題の解決（例）」 ○教育相談の実施（担任と保護者・児童で二者又は三者面談必要に応じて、スクールカウンセラーを活用） 	<ul style="list-style-type: none"> ・客観的データも活用し、児童の学級の雰囲気や、自己肯定感等を把握し、生徒指導や学級経営に生かす ・児童生徒の実態把握を行い、いじめの未然防止や早期発見に役立たせる
12月	<ul style="list-style-type: none"> ○なかよしアンケートの実施⑧ ○第9回生徒指導委員会 《冬のいじめ防止強化月間》 ○企画なかよし委員会中心のいじめ防止活動の実施（あいさつ運動、なかよし集会等の実施） ○いじめ防止標語・ポスターの取組 ○人権週間（人権意識啓発活動） ○学校評価の実施② 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童に、いじめ問題は自分たちの問題であることを意識させ今後の指導にいかす ・児童が互いの良さを認め合える温かい学級・学校の雰囲気づくりを進める ・学校評価の結果を基に、取組全体の見直しや、今

		後の取組について検討を行い、冬休み以降の計画を修正する
1月	<ul style="list-style-type: none"> ○なかよしアンケートの実施⑨ ○第10回生徒指導委員会 ○いじめ防止子ども会議参加（市町村教育委員会主催） 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童の実態把握を行い、いじめの未然防止や早期発見に役立たせる
2月	<ul style="list-style-type: none"> ○なかよしアンケートの実施⑩ ○第11回生徒指導委員会 ○学級状況の調査・検証③（学級の雰囲気と自己肯定感を把握する質問紙C&S調査等の活用） ○学級活動（ホームルーム活動）「進級・卒業に向けて（例）」 ○校内研修「重大事態への緊急対応の在り方について（例）」 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童のこれまでの取組等を情報共有し、来年度の取組に生かせる子ども会議になるようにする
3月	<ul style="list-style-type: none"> ○なかよしアンケートの実施⑪ ○第12回生徒指導委員会 ○企画なかよし委員会によるいじめ防止活動についての振り返り ○学校評価の実施③ <ul style="list-style-type: none"> ○学校基本方針の見直しと来年度へ向けての検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・今年度の活動が十分に「いじめ防止に有効であったか」等を振り返り、次年度に向けての取組について考えられるようにする ・いじめ問題対策委員会が中心となり、今年度の取組についての検証と、来年度に向けての方針について検討する